

「平成21年度 事業仕分け」の進捗状況

(平成23年度末現在)

平成23年度末現在の取組状況

	項目数	率
方針達成	15	100.0%
継続中	0	0.0%
合 計	15	100.0%

(1) 施設の管理運営

No.	進捗状況	事務事業名	部局名	課所名	改革の視点	改 革 方 針			平成22年度末までの進捗状況等	平成23年度末 進捗状況等 (方針達成による費用の状況等)	
						手法	導入目標年度	取組方針等			
1	達成	福祉会館	健康福祉部	福祉課	用途廃止と庁舎使用の可否	廃止 (用途廃止)	H22	福祉会館としての用途を廃止し、一般庁舎として公有財産管理課の管理下に置く。	・H23年3月末をもって福祉会館としての用途を廃止し、一般庁舎として公有財産管理課へ所管替えをした。 これまで、施設の利用が停滞していたが、今後は施設の有効利用が図られる。		
2	達成	技術研修センター	商工観光部	商工課	宿泊客受け入れの必要性	休止	H22	宿泊利用は当面休止とし、状況に応じて廃止を検討する。	H22年度から宿泊を全面休止した。 但し、H23年3月末以降震災による被災地難民の受入施設として宿泊室を利用する予定。 (指定管理料のうち、宿泊施設費用の767千円を減額。)		
3	達成	武石番所ヶ原スキー場	武石地域自治センター	産業観光課	指定管理と業務委託の併存	見直し (指定管理者)	H22	スキー場の草刈り業務も指定管理業務に含め、一体的な管理を行うこと。	H22年度から、スキー場の草刈り業務を指定管理業務に統合した。		
4	達成	防災センター利用料金の減免	消防部	消防総務課	減免基準の統一化	見直し	H22	利用料金の減免について、統一した基準を要綱等により策定し、指定管理者への周知徹底を図ること。	「上田市防災センターの利用料金の減額又は免除の基準表」を策定し、各指定管理者へ周知した。		
5	達成	独居高齢者集合住宅管理委託	真田地域自治センター	健康福祉課	業務委託であることの妥当性	指定管理者化	H24	入居者の安全性を確保し、施設管理の充実を図るために、指定管理者制度を導入すること。 業務の仕様や委託先については、検討すること。	H24年度の指定管理者制度導入に向けて、例規整備等の事前準備を進めた。	・指定管理者の公募を行い、平成24年度～平成26年度における指定管理者の指定を行った。	
										委託料+人件費・事務費(H23年度実績)	2,416千円
										指定管理料(H24年度協定額)	2,000千円
6	達成	高齢者生活支援ハウス運営事業委託	健康福祉部	高齢者介護課	業務委託であることの妥当性	見直し	H23	民間所有の施設を利用し、市の事業として実施しているが、施設利用の権利関係が不明確であり、介護保険事業の導入により、市の事業として実施する必要性が薄れている。 補助金返還の必要性について県に確認するとともに、介護保険制度におけるグループホーム施設への移行、事業費補助の形態を検討すること。	国の要綱に、市が事業実施主体であること、適切な事業運営が確保できるものに委託することができること等運営について定められており、グループホームへの移行、事業費補助への変更はできない。また、介護保険事業の導入により必要性が薄れているものでもなく、国の要綱に沿って事業を継続することが最も効率・効果的であることから現状維持とする。		

(2) 業務の委託化

No.	進捗状況	事務事業名	部局名	課所名	改革の視点	改 革 方 針			平成22年度末までの進捗状況等	平成23年度末 進捗状況等 (方針達成による費用の状況等)
						手法	導入目標年度	取組方針等		
7	達成	メタボリックシンドローム対策事業	健康福祉部	健康推進課	業務委託の可能性	委託化 (業務委託)	H23	運動指導の業務委託化について検討すること。	メタボリックシンドローム対策として特定健診と受診後の保健指導を実施しているが、特定保健指導については一部の医療機関に委託している。運動指導は継続支援が必要な場合も多いので、「ひとまちげんき健康プラザうえだ」で実施するものと委託で実施可能なものとの区別が必要となるが、有効的な事業実施が可能な委託業者が現状ではないことから、委託範囲の拡大は出来ない状況であることから、当面は直営で実施する。	
8	達成	健康づくり業務	健康福祉部	健康推進課	業務委託の可能性	委託化 (業務委託)	H23	費用対効果を明確にした上で、専門家への委託化を検討すること。	6月に「ひとまちげんき健康プラザうえだ」が開所し、健康づくりへの関心が高まり講座受講者が増加した。健康づくりのきっかけを作り、食や運動の改善に取り組む身近に活用できる施設として、今後も健康プラザを拠点として事業展開していく。また、より専門的な指導や設備が必要な事業については、効果を検証しながら委託していく。 委託化の視点は、次の4点。 ①特定の施設(機能)が必要となる事業。委託済「水中運動」 ②多くの参加者を目指す事業で、民間力が効果的な場合。委託済「ウォーキングイベント」 ③土日や夜間など時間外で定期的に実施する事業。委託済「ウエイトコントロール教室」 ④専門的な指導や設備が必要な事業、現状では必要とする事業がなく委託は不要。	

(3) 事務改善等

No.	進捗状況	事務事業名	部局名	課所名	改革の視点	改 革 方 針			平成22年度末までの進捗状況等	平成23年度末 進捗状況等 (方針達成による費用の状況等)
						手法	導入目標年度	取組方針等		
9	達成	農業支援センター交付金等の支出	農林部	農政課	同一団体への複数科目による支出	見直し	H22	農業支援センターは、市とは別組織と考えられる。H22から交付金等を一本化するが、センター自身の主体性の発揮、市の負担割合、また、市が事務局として関与する必要性について検討すること。	当該団体への支出を一本化した。 市の負担、事務局としての支援センターへの関与等については、支援センターの事業のうち、耕作放棄地再生に関する国の補助事業について、農業者戸別所得補償制度の推進に伴い国の指導によりH23年度に市町村を区域に新たに設置する地域農業再生協議会へ移管する必要があるため、この中で整理検討しH23年度中に結論を出す予定である。	・農業再生協議会の設立に伴い支援センターが実施していた一部事務の移管を実施した。 ・事務局としての関与等については、H24年度から国の新規就農支援に関する事業を支援センターで実施する必要があることから、これらの事業も含め、今後総合的な調整・検討を行う。
10	達成	真田の里新そば祭り負担金	真田地域自治センター	産業観光課	指定管理者の事業とする必要性	見直し (指定管理者)	H22	そば祭り及びそば打ち教室事業については、施設の設置目的実現に必要な事業であることから、指定管理業務に含めること。負担金として支払っている経費については、指定管理料に含めて支払うようにすること。(H22予算から)	H22年度のそば祭りは、地域のそば振興を図ることを目的として実行委員会形式に変更した。 なお、H23年度から「ゆきむら夢工房」は、観光行政の拠点として指定管理者から市の直営へ変更する。	
11	達成	住民基本台帳の職権削除	市民生活部	市民課	基準の明確化による削除の促進	見直し	H22	実態に即した登録に近づけ、各課からの申し出による手続きをスムーズに行うため、関係課との調整、個人情報取り扱い、現地調査の実施等について基準の統一化を図り、明確にするとともに、実施体制を整備すること。	住民基本台帳を利用する庁内関係課による連絡会議を開催し、職権削除の統一した基準を整備し、運用も開始した。	
12	達成	福祉有償運送運営協議会	健康福祉部	福祉課	設置根拠の明確化	検討	H22	審議会等附属機関としての位置付けについて検討するとともに、委員報酬の支払いの必要性についても検討すること。 審議会等附属機関と位置づける場合は、法律又は条例により設置根拠を明確にし、市の附属機関等の方針に基づき、委員選考・会議の公開等の手続を行うこと。	検討の結果、協議会の位置付けは、会の内容から市の附属機関(諮問機関)と位置付けるものではなく、報酬も不要と判断した。そのためH22年度当初見込みの149千円が不用となった。	
13	達成	健康診査保健指導等検討委員会	健康福祉部	健康推進課	設置根拠の明確化	見直し (予算科目)	H22	市の事業実施に伴う医師との連絡調整を行うための必要な会議として位置づけられ、謝礼の性格が強いため、会計課や財政課からの指導により謝礼から報酬に移行したという経過があるが、報酬の支払いの必要性について再度協議を行うこと。	特定健診等の受診率向上や特定保健指導方法等について、医師の専門的視点から協議を行っていただくものであり、定期的な開催が必要である。なお、謝礼的な意味合いが強いいため、H23年度から報償費(謝礼)とした。	
14	達成	初期救急医療体制検討委員会	健康福祉部	健康推進課	設置根拠の明確化	見直し (予算科目)	H22	市の事業実施に伴う医師との連絡調整を行うための必要な会議として位置づけられ、謝礼の性格が強いため、会計課や財政課からの指導により謝礼から報酬に移行したという経過があるが、報酬の支払いの必要性について再度協議を行うこと。	内科・小児科初期救急センターの運営等について医師の専門性の視点から協議を行っていただくものであり、定期的な開催が必要である。なお、謝礼的な意味合いが強いため、H23年度から報償費(謝礼)とした。	
15	達成	要保護児童対策地域協議会	こども未来部	子育て・子育て支援課	設置根拠の明確化	検討	H22	審議会等附属機関としての位置付けの必要性について検討するとともに、委員報酬の支払いの必要性についても検討すること。 審議会等附属機関と位置づける場合は、法律又は条例により設置根拠を明確にし、市の附属機関等の方針に基づき、委員選考・会議の公開等の手続を行うこと。	児童虐待等要保護児童は全国的に依然増加傾向にあることから、児童福祉法は協議会の設置・運営が望ましいと示しており、設置運営の必要性は充分にあることから、設置根拠を明確にするため案を策定し公示した。 委員報酬は、必要最小限の額のため妥当と判断した。	